

## 質問回答書

質問内容	<p>対象経費の条件 確認方法について。</p> <p>提案書の記載事項の「ウ本事業に必要な経費(概算)」について、類似開発の実績があり、また改造作業を社内で実施するため経費見積もりは精度高く実施できる予定です。採択後の改造事業の実施後に経費が対象経費であることを確認するとされています。その確認の際に経費のエビデンスは必要でしょうか。社内規定に基づく作業従事者の単価及び工数一覧表や、購入品の一覧表などで良いでしょうか。それとも、全ての事業従事者の個人ごとの給与明細や購入した全ての物品の個別の発注書や納品書等を揃える必要があるでしょうか。後者の場合、事務処理が煩雑となり一般管理費の額が変わってきます。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>事業費の支払に当たっては、その明細書の提出を求めることを想定しております。</p> <p>なお、都の負担する経費は、燃料電池トラック早期実装化支援事業事業者公募要領（改造事業者）（以下「公募要領」という。）2（4）の「都が負担する経費」にて定めている経費であり、次の対象経費の条件に該当する必要があります。</p> <p>ア 本事業のために必要な経費であること。</p> <p>イ 支援対象期間内に契約、履行又は取得、支払が完了した経費であること。</p> <p>ウ 用途、単価、規模等の確認ができ、本事業に係る経費として明確に区分できる経費であること</p>
質問内容	<p>対象経費の条件 自社設備使用について</p> <p>改造事業をするにあたり、当社の製造設備、試験設備、改造作業の実施場所(屋内)、部品等の保管設備、を使用する必要があります。本事業を短期間および低経費で実施するには、上記をリースや外注で実施するのではなく自社設備を活用の方が合理的です。これらの自社設備利用費は社内規定に基づき雑役務費に計上すればよいでしょうか。もしくは、借料及び損料に計上すればよいでしょうか。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>公募要領2（4）の「都が負担する経費」に掲載している表のとおり、取得価格が100,000円以上の物品であって消耗品に該当しないも</p>

	<p>のである場合は設備備品費として計上いただき、その算出に当たっては次の対象経費の条件と合致するようにご対応ください。</p> <p>ア 本事業のために必要な経費であること。</p> <p>イ 支援対象期間内に契約、履行又は取得、支払が完了した経費であること。</p> <p>ウ 用途、単価、規模等の確認ができ、本事業に係る経費として明確に区分できる経費であること</p> <p>なお、雑役務費には、当該事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費（当該事業に必要な機器のメンテナンス費、分析費、速記料、通訳料、翻訳料等）を計上してください。</p> <p>また、借料及び損料には、事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該事業を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上してください。</p>
--	---

<p>質問内容</p>	<p>実施項目 ①燃料電池トラックへの改造 について</p> <p>提案書の記載事項の「ア目標仕様」の説明の際に、候補となる部品等の具体的な提案内容を記載する予定です。その際に、本命案(過去実績がある確実な案)、チャレンジ案(性能向上や事業性向上が見込める新部品の採用)と併記して提案してよいでしょうか。</p> <p>具体的には、高圧水素タンクや燃料電池について、既存実績があるものに加えて、より優れた他社案も調査しています。採択後に詳細設計が進んだ際に最終選定を行うこととなります。</p> <p>その際に、どちらを選んでもイ「実施スケジュール」、ウ「本事業費に必要な経費」には影響を与えない前提です。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>公募要領6（2）のとおり、提出された情報のうち事業者名及び様式3（事業者提案書）については、都は、マッチングした事業実施者に提供することとなります。</p> <p>また、公募要領4（2）のとおり、事業者提案書は、5（1）に示す審査項目等を踏まえた上で、以下事項を記載することとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者の財務状況</li> <li>・本事業に関連する実績</li> <li>・本事業の実施計画</li> </ul> <p>なお、公募要領5（1）のとおり、提出された提案書及び応募者に</p>
-------------	---

	<p>よるプレゼンテーションを基に、「燃料電池トラック早期実装化事業の公募に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、審査項目ごとに審査内容及び審査の視点に基づき厳正に審査し、総合的に評価することとしております。</p> <p>以上をご考慮の上、複数のご提案をいただく場合は、それぞれ事業者提案書（様式3）の作成をお願いいたします。</p>
--	---

<p>質問内容</p>	<p>実施項目 ①燃料電池トラックへの改造 について</p> <p>改造作業については、設計、改造、のみならず、以下の各種確認業務が必要となります。</p> <p>A_動作確認：改造した機器が設計通り動作するか</p> <p>B_法規適合確認試験：改造車申請及び車検を受けるのに必要な事前試験</p> <p>C_性能確認試験：目標仕様(速度、燃費、他)の到達度の確認試験</p> <p>D_耐環境評価：酷暑や雨天などで性能がどのように変化するか</p> <p>E_耐久評価：経年でどのように性能が変化するか</p> <p>公道実証をするために、A及びBは必須です。</p> <p>Cは閉鎖空間での走行試験が必要ですので試験場経費が掛かりますが、トラック使用者への引渡し前に必須な確認作業と考えます。</p> <p>D_Eは大規模な試験が必要であり費用およびスケジュール面で令和8年度の改造期間で実施するのは困難です。令和9年の運用期間中に車両に計測器を取り付け定期的に評価分析を行い、運用終了後の報告書にまとめるのが合理的と考えますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>なお、「空港等におけるFCモビリティ早期実装化支援事業」においては上記方法です。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>作成いただく報告書は、公募要領3（10）のとおり、次の2種類がございます。</p> <p>（1）中間報告書（令和8年度内に提出）</p> <p>（2）最終報告書（令和9年度に本事業による燃料電池トラックの走行が終了した後に提出）</p> <p>この点、事業スケジュール（予定）は、公募要領2（3）の「事業概要」に記載のとおりとしております。</p>
-------------	--

質問内容	<p>改造事業者からトラック使用者への引き渡し条件について 改造業務の中に改造自動車届出および車検及び登録が必要です。 この行政手続きは、令和8年度中に改造事業者が実施しますか。それとも、令和9年度にトラック使用者が実施しますか。トラック使用者が実施する場合は、改造自動車届出の書類作成に技術検討や試験結果が必要なため、改造事業者に委託して実質的に改造事業者が実施する必要があります。スケジュール(一般に届出をしてから登録まで2カ月)や費用(登録の際に要件となる自賠責費用や任意保険費用や改造自動車届出の審査手数料や車検手数料が掛かる)に影響があります。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>公募要領2(3)のとおり、都内事業者の需要が高い車種を対象に、FC車両への改造、走行実証による導入効果の検証等を都と共同で実施することとして、その事業スケジュール(予定)は次のようにしております。</p> <p>令和8年度 FCトラックへの改造 令和9年度 FCトラックの運用、導入</p> <p>* FCトラックの運用は、改造が完了次第、令和8年度内に開始することも可能</p> <p>この予定を考慮いただき、公募要領4(2)のとおり、事業者提案書(様式3)へ実施スケジュールをご記載ください。</p>
------	--

質問内容	<p>改造事業者からトラック使用者への引き渡し条件について 本事業の対象車両の要件に ア自賠責保険、イ自動車保険(任意保険)があります。 改造自動車となると、上記以外にPL保険(製造物責任保険)が新たに必要になると考えますが、その分は経費に計上してよいでしょうか。また、この経費は令和8年度の改造事業者の計画の経費に入れるべきでしょうか。それとも令和9年度のトラック使用者の経費となるでしょうか。PL保険加入期間は令和9年度1年間を想定します。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>都の負担する経費は公募要領2(4)の「都が負担する経費」にて定めている経費であり、「燃料電池トラックのメンテナンス・保険料」はその②のイにより令和9年度に行う燃料電池トラックの運用に係る経費として含むとしております。</p>
------	---

	<p>なお、令和8年度に行う燃料電池トラックの改造に係る経費は、次のとおりとなります。</p> <p>ア 設計・開発費用  イ 車両改造費用（*）  ウ 燃料電池等部品費用  エ ラッピング費用  オ 車両輸送費</p> <p>* 車両使用者が既存車両の提供を希望しない場合は、車両調達費用を含む</p>
--	--

質問内容	<p>プレゼンテーション及び審査会について  Webでの提案書説明にはどの程度の時間が頂けるのでしょうか。  またヒアリング後の質疑応答はどの程度の時間が想定されますか。</p> <p><b>【回答】</b>  当日の審査会の進行状況によって変動する可能性がございますが、事業者提案書の説明に10分程度、質疑応答は5分程度として想定しております。</p>
------	---

質問内容	<p>(4) ①掲示の金額は消費税込みでしょうか？</p> <p><b>【回答】</b>  都の負担する経費は公募要領2(4)の「都が負担する経費」にて定めている経費であるところ、「消費税及び地方消費税」はその課税対象が「対象経費の条件」に合致する限りにおいて対象となります。</p>
------	--

質問内容	<p>(4) ③支払の期日は年度末に一括でしょうか？</p> <p><b>【回答】</b>  この事業に係るお支払いは、年度毎に実費を翌年度の5月頃にお支払いします。主な流れは、以下のとおりとなります。</p> <p>(1) 事業実施者からの実費の根拠書類の提出など、実施した業務内容と発生した経費の報告（各年度の3月末）  (2) 都による審査及び支払額の確定（4月頃）  (3) 支払額の確定に基づき、事業実施者からの都への請求  (4) 都からの支出（5月頃）</p>
------	---

質問内容	<p>(4) ③R9 年度の燃料費はトラック使用者に支払われますか？</p> <p><b>【回答】</b>  都の負担する経費は、公募要領 2 (4) の「都が負担する経費」にて定めている経費となります。  なお、トラック使用者の公募は、別途実施いたします。</p>
------	---

質問内容	<p>(5) ①イ：緊急事態とは車両故障の事でしょうか？</p> <p><b>【回答】</b>  ご認識のとおりです。</p>
------	---

質問内容	<p>広告宣伝利用は可能でしょうか？（車両への弊社ロゴ等の掲載、弊社 HP、ニュースリリース、展示会における掲示、配布資料等）</p> <p><b>【回答】</b>  公募要領 2 (6) ア (iv) 及びイの (v) のとおり、改造事業者及びトラック使用者は東京都が実施する本事業の広報及び PR に協力するものとしております。このため、この協力の範囲においてご対応をお願いいたします。</p>
------	---

質問内容	<p>①イ：対応可能な対応とは修理の事でしょうか？</p> <p><b>【回答】</b>  ご認識のとおりです。</p>
------	--